

WESTLAW JAPAN

『法の支配』

(日本法律家協会発行)



〈Westlaw Japan〉独占提供! 『法の支配』は1959年創刊の法曹を代表する法律雑誌です。日本を代表する法学者が、その時々¹の理論的に重要な問題について、論文を執筆しております。

日本法律家協会は、「司法、法曹及び法学に関する調査研究」を目的とする一般財団法人(非営利型法人)であり、その主たる事業として機関誌『法の支配』を刊行してきた。第1号(1959年6月)で小林俊三会長が巻頭言を記し、「すべての法曹が本来根源を一つにし使命を同じくするという自覚に立って」協力することが必要であることを強調している。「わが国の社会に真実の法秩序を確立する」職責を果たすために正規の刊行物を出版する決意を述べている。それ以来、最新号に至るまで、その時々²の重要な法律問題に注目し、さまざまな視点に立って検討した結果、時には論説の形で、時には座談会の形で、時には資料の形で、また時には法律案を示す形で、日本法律家協会の意見を公表してきた。『法の支配』(オンライン版)には、すべての記録が、ウエストロー・ジャパンのオンラインで読むことができるようになっている。

『法の支配』(オンライン版)は、日本の司法制度や立法の制定プロセスに関する貴重な歴史的資料を提供している。1960年代の機関誌『法の支配』には、裁判所(特に最高裁判所)の在り方を比較法的に検討している。これと関連して、民事裁判および刑事裁判の細かい規則の制定に関わっている。また、司法の運用に当たるプレーヤーである法律家の法曹倫理について、倫理綱要の基本的な考え方を示している(『法の支配』第22号[1972年5月]など)。これと関連して、『法の支配』第4号(1961年1月)から藤田八郎会長が編集責任者となり、「荒れる法廷」の問題に取り組んでいる。法曹倫理の問題は、日本法律家協会が常に

の本格的な検討が進んでいる。『法の支配』第133号(2004年4月)ないし第136号(2005年1月)では、山口繁最高裁判所長官が「リーガルプロフェッションの行方」と題する本格的な論文を発表している。

『法の支配』第9号(1964年4月)から谷村唯一郎会長が編集責任者となり、まず「日本人の違法意識ないし罪悪感」の問題に取り組んでいる。その後まもなく大学紛争が起こり、『法の支配』第13号(1966年8月)では、大学自治の本質を論じ、大学の在り方について基本的な考え方を公表した。そして、『法の支配』第17号(1969年7月)から吉川大二郎会長が編集責任者となり、明治百年記念として座談会を開き、司法制度の近代化のプロセスを回顧している。また、「法の支配」の法理念について、改めてその意味するものを探求している。1970年代には「沖縄の復帰」にも大きな関心を示し、司法関係事項の移管など、具体的な法律制定に関わる諸問題を整理している。1980年代以降は、重要な法案に関する記録、重要な判決に関する資料などを恒常的に公表してきた。1979年4月に、弁護士出身の元最高裁判所長官藤林益三氏が吉川大二郎氏から

会長の職を引き継いだ。藤林会長の時代には、創立40周年および50周年の記念式典が開催された。同会長は、「裁判官、検察官、弁護士、法学者等の広い意味における司法関係を打って一団とした団体を組織すること」に貢献し、50周年記念の時点で、会員数が2200名を超えたことを報告している。同会長は、巻頭言をはじめ多数の文献を機関誌に残しているが、これらの著作物は、『藤林益三著作集』(東京布井出版:1984年~1986年)にも収載されている。この著作集の基底に流れるのは、クランマ、新渡戸稲造らが唱道した「寛容の精神」であると思われる。

大内恒夫会長の時代(1994年5月~2007年4月)には、21世紀に向けた「国民のための司法」というキャッチ・フレーズによる司法制度改革が推進されはじめ、『法の支配』(オンライン版)には、これに関する多くの資料が収載されている。特に、協会創立50周年記念として、シンポジウム「国民の司法参加を考える」を開催し、司法改革の柱を明瞭に説明している(『法の支配』第121号(2001年5月)[田尾桃二編集長まとめ]参照)。主として裁判員裁判および法曹教育を論じている。日本法





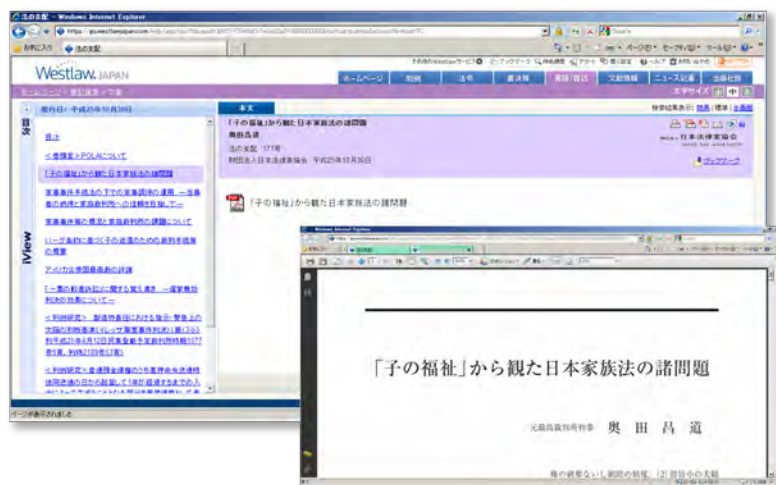
律家協会は、法科大学院における法曹教育に関する特別委員会を設置して法曹教育の在り方に関する意見をまとめ、個別の書籍として出版しているが、これに関する資料(座談会等)もその当時の『法の支配』に含まれている。司法改革は、三ヶ月章副会長(東京大学教授、法務大臣)が推進に貢献した。また、岸星一副会長が協会創設50周年記念の事業として、過去50年にわたる日本法律家協会の軌跡を跡づける協会の諸活動の整理を行った(『法の支配』第125号(2004年4月)参照)。2007年5月には千種秀夫会長により日本法律家協会の諸活動が引き継がれた。上述の協会50周年記念の頃から、「判例評釈」がしばしば掲載されるようになったが、2005年には民事法判例研究会が組織され、毎月開催される研究会の成果が、『法の支配』に毎号掲載されるようになった。裁判官・弁護士らの指導的な実務法律家や法学研究者を中心として研究が進められており、非常に信頼性の高い資料を提供している。また、2012年には60周年記念として、ハーグ条約(国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約)の締結の国内法化および民法の中の債権法改正の問題に取り組み、これに関する資料を提供し、検討の結果を公表している(『法の支配』第165号、第166号)。

時系列的な視点を離れ、実体法の観点から見ても、法律のほとんどすべての領域にわたり、日本を代表する法学者が、その時々、理論的に重要な問題について、論文を書いている。憲法についていえば、

砂川事件(伊藤正巳教授)、天皇制(園部逸夫元最高裁判事)などに関する論文がある。民法についていえば、上述の債権法改正について内田貴法務省参与(元東京大学教授)が貢献したほか、協会の創設当時に、我妻栄教授がいくつかの論文を書いている。刑法については、団藤重光教授、平野龍一教授が活躍している。最近の会社法改正については、神田秀樹教授が論文を書いている。家族法、倒産法、銀行法、金融法などの領域については、大学の研究者のほか著名な実務専門家が執筆に当たっている。詳細は上記の『法の支配』第125号(2004年4月)に、掲載文献をもれなくリストされている。

最後に、日本法律家協会は、国際条約の締結や国際交流にも大きな役割を果たしてきた。これに関する収載文献を紹介しておこう。同協会創設の発起人の1人である田中耕太郎博士は、東京大学教授、最高裁判所長官、国際司法裁判所裁判官の経歴をもっており、当初から国際交流を重要視してきた。1970年には第13回IBA

国際会議を東京で開催した(『法の支配』第21号参照)。また、海外の指導的な法律家を招き、講演会や座談会を開いたり、海外で出版された主要な文献の紹介に当たってきた。『法の支配』には、海外司法事情の枠があり、英米独仏などのヨーロッパ諸国だけでなく、中国、韓国、その他アジア諸国の司法に関する情報も提供している。とくに、『法の支配』第2号(1959年11月)に掲載されたA.L. Goodhart, Japan Observed in England and Interest for Japanese Judicatureは、日本の法制度、法学に大きな影響を与えた(ちなみに、この文献では、昭和天皇とオックスフォード大学オール・ソールズ・カレッジとの関係についても言及されている)。国際法の領域についても、横田喜三郎「領海12カイリ、漁業水域200カイリ」『法の支配』第35号(1978年6月)は、日本の領土に関する基本的な考え方を説明している。最近国会を通過したハーグ条約の国内法化に関する上述の論説、資料等も、家族法だけでなく、国際法に関する重要文献である。



ウエストロー・ジャパン株式会社

商品詳細: www.westlawjapan.com お問い合わせ: info@westlawjapan.com 0120-100-482 (月~金 9:00~18:00)



ウエストロー・ジャパン株式会社は、新日本法規出版株式会社とトムソン・ロイターの合併会社です。



WLJ124_201308_FD